



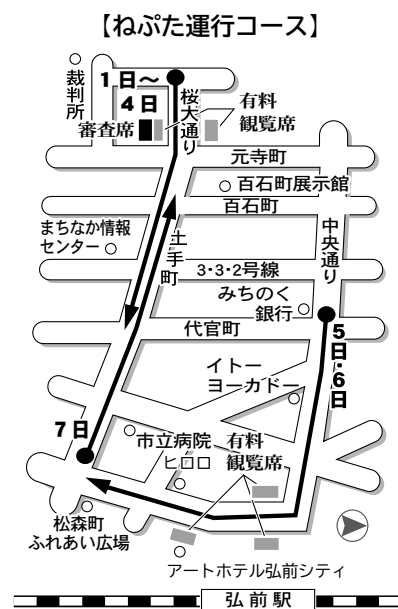
弘前 ねぶたまつり

8月
1日～7日

■運行日程など、まつりに関する問い合わせ先 市立観光館（下白銀町、☎ 37・5501）

合同運行の出発時間・コース

1日～4日＝午後7時、桜大通りから出発／5日・6日＝午後7時、中央通りから出発／7日（なぬかび）＝午前10時、松森町ふれあい広場交差点から出発
※1日～4日は、ねぶた出陣に先立ち、桜大通りで津軽情っ張り（じょっぱり）大太鼓の演技を披露。なお、津軽剛情張大太鼓は桜大通り「市民中央広場」に展示しています。



※運行前にはコースへの車両の進入が禁止となります。

ねぶたの審査

8月1日と2日（雨天順延）に、ねぶたの構造や絵、運行の状況、囃子（はやし）を審査します。審査は桜大通り（市民中央広場側）に審査席を設けて行います。

なぬかびおくり

ねぶたまつりのなぬか日の夜に、岩木川沿いにねぶたを並べ、ねぶた囃子（ばやし）が奏でられる中、河川敷でねぶたを炎で清め送り、まつりのフィナーレを飾ります。
▽とき 8月7日（月）、午後5時～8時半（予定）
▽ところ 岩木川河川敷（岩木茜橋近く）
▽入場料 無料

有料観覧席

7月1日から販売しています。詳しくはお問い合わせください。
▽料金
○桜大通り 指定観覧席（いす席）…2,000円（ガイドブック、うちわ、りんごジュース付き）／自由桟敷席…高校生以上＝2,000円（ガイド

ブック、うちわ、りんごジュース付き）、小・中学生＝1,000円（うちわ、りんごジュース付き）
○駅前 指定観覧席（いす席）…2,000円（ガイドブック、うちわ、りんごジュース付き）
■問い合わせ先 弘前観光コンベンション協会（☎ 35・3131）

ちびっこねぶたのお通りだい

弘前ねぶたまつりの幕開けとして「ちびっこねぶたのお通りだい」を開催します。かわいい子どもたちが、元気な掛け声とともに、土手町をパレードします。
▽とき 7月30日（日）、午後3時～（雨天中止）
▽運行コース 土手町倉庫→土手町→一番町→桜大通り（解散地点）
■問い合わせ先 弘前青年会議所（☎ 34・4458）



8月利用分から適用されます

介護保険高額介護（予防）サービス費の基準が変わります

高額介護（予防）サービス費は、1カ月に支払った介護サービスの利用者負担が上限額を超えた場合、その超えた分を申請により支給する制度です。平成29

年8月サービス利用分から、利用者負担段階が第4段階に該当する人の負担上限額が引き上げられます。

■問い合わせ先 介護福祉課（☎ 40・7071）

利用者負担段階区分		現在（月額）	平成29年8月1日から（月額）
第5段階	現役並み所得者に相当する人がいる世帯の人 ※同じ世帯に65歳以上で課税所得145万円以上の人があり、同じ世帯の65歳以上の人の収入の合計が520万円以上（単身の場合は383万円以上）である場合。	4万4,400円（世帯）	4万4,400円（世帯）
第4段階	世帯のどなたかが市町村民税を課税され、第5段階に該当しない人	3万7,200円（世帯）	4万4,400円（世帯） ※同じ世帯の全ての65歳以上の人（サービスを利用していない人を含む）の利用者負担割合が1割の世帯には、年間上限額（44万6,400円）が設定されます。
第3段階	世帯の全員が市町村民税非課税で、第1段階または第2段階に該当しない人	2万4,600円（世帯）	2万4,600円（世帯）
第2段階	世帯の全員が市町村民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間80万円以下の人	2万4,600円（世帯） 1万5,000円（個人）	2万4,600円（世帯） 1万5,000円（個人）
第1段階	生活保護を受給している人など	1万5,000円（個人）	1万5,000円（個人）

（世帯）…住民基本台帳上の世帯員で、介護サービスを利用した人全員の負担の合計の上限額。
（個人）…介護サービスを利用した本人の負担上限額。

8月受診分から適用されます

重度医療費の自己負担上限額が変わります

弘前市重度心身障害者医療費助成制度（「重度医療」）を受けている人の自己負担上限額が、平成29年8月受診分から下表のとおり変わります。重度医療費は診

療を受けた日の属する月の翌月から起算して2年以内のものが申請できます。

■問い合わせ先 福祉政策課（☎ 40・7036）

所得区分	現在（月額）		平成29年8月1日受診分から（月額）	
	外来	入院	外来	入院
上位所得者	対象外		対象外	
一般	1万2,000円	4万4,400円	1万4,000円 （年間上限額14万4,000円）	5万7,600円 （多数該当4万4,400円）※
低所得者 （市民税非課税世帯）	0円		0円	

※…過去12カ月以内に高額療養費の支給が4回以上あったときは、4回目から多数該当になり自己負担の額が少なくなります。

ふれあいの場をつくりませんか

高齢者ふれあい居場所づくり事業費補助金

高齢者同士や高齢者と各世代との交流を図り、地域の支え合い活動の拠点となる場「居場所」の設置費用の一部を助成します。

▽補助対象者 高齢者の介護予防を図ることを目的として「居場所」の設置を希望する個人または団体

▽補助要件 次の要件全てに該当するもの

- ①高齢者が自由に集える場であること
- ②参加者が65歳以上の高齢者5人以上であること
- ③月に2回以上、1回当たり3時間以上運営すること
- ④特定のサークル活動等を行わないこと
- ⑤実費負担を除き無料で利用できること

▽補助対象経費 バリアフリー化工事等の改修費／賃

借料、光熱水費などの運営費

▽補助金額 改修費＝1件につき最大18万円／運営費＝最大年額7万円

▽申し込み方法 改修費は改修を開始する日の14日前までに、運営費は運営を開始する日の7日前までに、補助金交付申請書等を介護福祉課（市役所新館3階）へ提出してください。

※申請書は介護福祉課に備え付けているほか、市ホームページからダウンロードできます。

▽その他 補助金について、改修費は改修確認後、運営費は平成29年度の事業完了後に交付します。

■問い合わせ・申請先 介護福祉課（☎ 40・4321）

弘前ねぶた観覧のマナー

- 運行前の場所取りはお止めください。撤去する場合があります。
- 人ごみの中での喫煙や自撮り棒の使用、許可・承認のない小型無人機「ドローン」の使用など、危険迷惑行為はお止めください。
- 運行中は運行コースにはみ出ないようにご注意ください。
- コース周辺の路上に駐車しての観覧は、近隣住民の迷惑となりますので、ご遠慮ください。

